

産業構造審議会 商務流通情報分科会
第1回 Connected Industriesにおける共通商取引ルール検討小委員会
-議事録-

日時：平成委30年7月30日（月曜日）15時30分～17時30分

場所：経済産業省 別館9階944共用会議室

■出席者

委員：柳川委員（座長）、生貝委員、梅澤委員、翁委員、加毛委員、小塚委員、森委員、
唯根委員

事務局：

○商務・サービスグループ

藤木審議官、小瀬審議官、吉野課長、山本参事官、青木参事官、津脇政策企画委員
正田商取引監督課長
永井消費・流通政策課長

○商務情報政策局 松田情報経済課長

○経済産業政策局 福本産業資金課長

政府出席者：

○金融庁 企画市場局 岡田信用制度参事官

○消費者庁 内藤消費者政策課長

○総務省 情報流通行政局 飯倉情報通信政策課調査官

○個人情報保護委員会 事務局 高木企画官

■議題

1. 開会
2. 経済産業省挨拶
3. 委員紹介・座長選定
4. 小委員長挨拶
5. 議事
 - (1) 小委員会の開催趣旨について
 - (2) 論点について
 - (3) 自由討議
6. 閉会

■議事内容

○山本参事官 では、定刻になりましたので、第1回産業構造審議会商務流通情報分科会Connected Industriesにおける共通商取引ルール検討小委員会を始めさせていただきたいと存じます。

資料につきましては、基本的にペーパーレスにて実施することとさせていただいております。お手持ちのノートパソコン、タブレット等でご確認をいただけましたら幸甚でございます。

まず、開会に当たりまして、経済産業省・藤木商務・サービス審議官からご挨拶を申し上げます。お願いいたします。

○藤木商務・サービス審議官 商務・サービス審議官の藤木でございます。本日は大変お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

委員の皆様にはそれぞれ今回、どういう趣旨の委員会かということをご説明申し上げたかと思うのですが、実を申し上げますと私自身もまだ会の趣旨がよく飲み込めていないところがございます。といいますのも、いわゆるプラットフォーマー、プラットフォーム型ビジネスというのがここへ来て急速に広がってきて、さらにこのようなビジネスモデルを指向する企業はどんどん増えていくだろうということに対して、決して自分も頭は固くないつもりであります。これまでの枠組みでは捉え切れていない。特にこれが一体何なのかということも捉え切れていないし、かつこれをどう律していけばいいのか。あるいは逆に、どういう形であればこの新しいビジネスモデル、ビジネススタイルというのは我々の、ユーザーの幸せにつながっていくのかということについて我々は全体像を捉え切れていないし、それぞれしっかり位置づけもできていないのが実態なのではないかと思っております。

したがって、この小委員会、ポイントは言葉でいうと簡単ですが、これは一体何なのか。そしてそれをどういう枠組みで考えればいいのかということについて、まさに諸先生方からご意見をいただき、我々としての枠組みをつくっていくという試みであろうと思っております。

したがって、この夏休みの中でわざわざお集まりいただきまして議論をスタートするのは、ほかの審議会などと違いまして、こういうとあれですが、ある程度落ちどころがぼんやりとみえる中でスタートするのではなくて、どこへ行くかわからない中でスタートするというところでございますので、我々なりの仮説なり考え方を提示しますけれども、ぜひそれぞれの角度から思い切った、あるいは大胆な、そして忌憚のないご意見をいただければと思う次第でございます。

Connected Industriesにおける共通商取引ルール検討小委員会ということで、やや長ったらしい名前でございます。実は商務流通情報分科会の分科会長である、この委員会にも名前を連ねていただいております村井先生にご相談に行ったら、これでいいけど少し略

称をちゃんと考えろといわれて、とりあえずなのですがスマートコマース小委員会ということで略称を——これが略称になっているかどうか分からないですが、ということでやらせていただこうと思っています。これも議論を経て違う結論が得られれば、それはそれでということでありまして、その意味では経産省らしいというか、経産省らしからぬというか、非常にぼんやりしたスタートでございます。

ただ、問題の所在は非常に大きいし、これがこれからの我々のビジネス、そして生活に深くかかわってくる問題であることは間違いないと思っております。まさにここでご議論いただくことが今後5年、10年、経済の枠組みを作っていくような感じも私自身もっておりますので、ぜひとも皆様方からさまざまな角度から、それぞれのご意見をお聞かせ願えればありがたいと思っております。その意味では事務局はなかなかついていけないところもあるのですけれども、いろいろ遠慮なくご注文をいっていただいて、こんなことを調べてこい、こんなことを勉強すべきだというところでどんどん注文を出していただければと思いますので、是非ともどうぞよろしくお願いいたします。

ということで、本日からスタートいたします。是非ともよろしくお願いいたします。

○山本参事官 ありがとうございます。

では、スマートコマース小委員会の立ち上げに伴いまして、委員の皆様のご紹介を事務局から申し上げたいと思います。画面上は2枚繰っていただきまして資料1をごらんください。お名前のみご紹介させていただいてまいります。まず生貝直人様、梅澤拓様、翁百合様、加毛明様、小塚荘一郎様、村井純様。なお、本日、村井委員は所用によりご欠席でございます。森亮二様、柳川範之様、唯根妙子様、以上でございます。よって、本日は委員9名のうち8名にご出席を賜っております。定足数に達していることをご報告いたします。

続きまして、座長の選定についてでございます。事務局といたしましては、座長として柳川委員、副座長として小塚委員をご選出いただくことをご提案申し上げたいと存じます。皆様よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。

では、大変恐縮でありますけれども、柳川委員に座長を、小塚委員に副座長をお引き受けいただきたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、大変恐縮ですが、柳川委員においては、こちらの座長席へのご移動をお願いしたいと存じます。

では、事務局からもう1点、議事の取り扱いについてでございます。資料2をごらんいただきたいと存じます。今回の小委員会につきましては原則公開ということで、配付資料及び議事録とも公開したいと思っております。ただ、個別個別の事情に応じましてご相談申し上げたいということで、そのような場合につきましては座長にご一任をいただく。そ

のような運用とさせていただきたく存じます。このようなことでよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございました。

では、事務局からは以上とさせていただきます、ここからは座長に今後の進行をお願いいたしたいと存じます。よろしく願い申し上げます。

○柳川座長　それでは、座長ということで仰せつかりました柳川でございます。よろしく願いいたします。

先ほど審議官からもお話がありましたようにかなり幅広いテーマということでございまして、プラットフォーマーといわれる者が登場してきて業界横断的なビジネスがいろいろ起きてきている。こういう環境変化を踏まえて、大きくいえばイノベーション促進のための制度の見直しと、それから適切な商取引環境の整備、あり方ということを検討するのだと思いますけれども、細かいところはまたこれから皆さんのご議論を伺いながら考える。そういう委員会と認識しておりますので、ぜひ忌憚のないご発言を頂戴したいと思っております。私は基本的に司会進行役ということで、できればそれで一番いいのではないかと考えておりますので、ぜひ積極的なご発言をお願いいたします。

それでは、まず最初に事務局資料について、商務・サービスグループ制度改正準備室の吉野様よりご説明をお願いいたします。

○吉野課長　それでは、事務局からお手元の資料3、4、5です。こちらについて簡単にご説明を申し上げようと思うのですが、資料5につきましては参考資料ということでファクトなどがさまざま並んでおりますので、こちらは議論の時間をなるべくとるという観点から説明は割愛させていただきたいと考えております。議論の過程で見たいところがありましたら資料5の方は適宜ご参照の上、ご議論いただければ大変幸いです。

それでは、まず資料3のところでございますけれども、設立趣旨というようなところもあろうかと思っておりますので、ちょっと簡単に説明を申し上げたいと思います。

資料3は2枚紙になっておりますが、1枚目のConnected Industries実現に向けた共通商取引ルール等の制度見直しというところでございますが、皆様にとっては釈迦に説法のところはかなり含まれておろうかと思っております。ただ、基本的に今後の議論を考えていく上で幾つかポイントになろうかと思っておりますので、ちょっと簡単に触れさせていただきますが、まず昨今の環境の変化というところでございます。

3つほど状況変化を挙げさせていただいております、1つがICT技術の進展みたいなところと、あとはプラットフォーマーの出現。このプラットフォーマーというのは業種横断的なビジネスを行っている。このような環境変化があるということが1点目。2点

目、イノベーションというところがございますけれども、イノベーションを創出したことに伴って、こうしたプラットフォームが中心になろうかと思いますが、多種多様な事業展開、革新的なサービス提供。こういうものが発生してきているということ。3点目でありまして、利用者利益の保護ということでございますが、こちらも保護という既存のものを守る発想だけではなくて、むしろ本来これから作られていくべきものの実現が阻害されていくことも、ある種、逸失利益のようなところがあるかと思っておりますので、利用者の逸失利益みたいなところも考えていく必要があるのではないかと考えてございます。

これらの環境変化の中で、基本的な方向性としてオレンジ色の①と青色の②という部分。検討の方向性を示させていただいているところですが、現在、事務局として考えておりますのは①のイノベーションの促進という考え方と、あとは②の社会的責任・公正の実現を両立していくことが必要なのではないかと考えているところでございます。ある種イノベーションの促進を重視した結果、社会的責任とか公正が損なわれるというのも本来あるべき姿ではないのではないかと考えておりますし、他方で社会的責任・公正の実現に余りに重きを置き過ぎた結果、イノベーションが損なわれるようなことがあってはならないということでありまして、この2つの両立は非常に難しい課題というように我々も認識しておりますけれども、何とか両立する、バランスをどこでとるのかというところについて、議論の方向性を見出していけないかというのが事務局としての考え方でございます。したがって、さまざまなご意見を委員の各般からいただければありがたいと思っております。

イノベーションの促進のところはつらつらと書いてありますが、基本的には1つの話として3番目の矢印のところ。①、②、③とありますが、①のような業法ごとの当局への対応コストの縮減という話とか、あとはRegTechのようなものの導入とか、現在のビジネス環境と合わない規制の見直しみたいなのをやっていく必要があるのではないかとというのがイノベーションの切り口の議論。

もう1つ、社会的責任・公正の議論につきましては、矢印の最初のところで申し上げれば消費者保護、利用者保護というのも当然含まれると思っておりますけれども、消費者保護、安全確保といったものを求めていくべきではないかということと、あとは参加者に対する公正性の確保というのも求めていくことが必要なのではないかという論点提起でございます。

資料3の2枚目につきましては未来投資戦略2018、政府のある種の成長戦略ということでございますが、閣議決定された文書から抜いてきているものでございます。6月15日に閣議決定されたものですが、その中でイノベーションの進展を踏まえた法制度の見直しというところと、あとはプラットフォーム選択環境の整備と書かれているわけですが、この2つの動きを受けているものだとご認識いただければありがたいと思っております。こちらは参考資料でございます。

続きまして、本日の本題でありますところの資料4「背景と問題意識」というのを、まず事務局から提示させていただきたいと考えてございます。本日は第1回目の議論ということでございます。また後ほどスケジュールの話も今回の会議の後に出てこようかと思えますけれども、ある種本日、委員の方々の骨太の問題意識を是非ぶつけていただきたいと考えているところでありまして、その意味で委員の方々のご意見をある種誘引できないかと思ひまして、「背景と問題意識」というペーパーを用意させていただいたところでございます。こちらのペーパーに書かれたことについてのコメントでももちろん大歓迎でございますし、書かれていないようなことについてのコメントでも大歓迎でありますので、そこは是非、幅広なご議論、ご意見を頂戴できればありがたいと事務局としては考えているところでございます。

中身でございますが、1ページ目にお進みください。業種横断的ビジネスの出現というものでございます。ここでは下の図の方をみていただきたいのですが、真ん中に携帯電話、iPhoneのようなものが提示されているところですが、さまざまなアプリがいろいろな色で描かれていて若干目がチカチカするところがあるかもしれませんが、いろいろなサービスがアプリという形で提供されているということでございます。

これは右下の例のところ書かれておりますけれども、ECモール、Electronic Commerceのモールです。こちらから決済機能等の分野に成長しているような企業の例。これが典型的なプラットフォーマーの1つだと思いますし、もう1つはSNSから決済機能に進出してきているような企業がありまして、ある種横断的なビジネスというのが出てきている。

上の方にワンストップで複数サービスを提供する場合において考えられる規制法の適用関係という図がありますけれども、こういったiPhoneの中のアプリを活用することによって、例えば左の方で申し上げれば旅行の手配とか、賃貸の仲介でありますとか、民泊の仲介でありますとか、こういうものもございます。その他融資、後払いサービス、前払いサービスなどの決済系の話に出てきている方々もいらっしゃるかと思いますし、それ以外の分野として資産管理みたいな話です。資産運用みたいなところもありますし、このようなこともやっているところでありまして、ある種世界観としてプラットフォーマーは何なのだという議論は後ほども出てきますし、そう簡単に結論が出るものだとも思わないですけれども、ある種ECモールからスタートされた方々というのが、こちらに書かれているようなさまざまな分野に進出しようとしている。そのときに当然それぞれの保護法益というものがあるかと思いますけれども、規制法との関係をよく考えていく必要があるというのが、ある種プラットフォーマーのような人たちが出現してきたことに伴って、どのようなことを考えていかなければいけないのかという1つの示唆になっているのではないかと思っております。

2ページ目にお進みください。事務局としての基本原則ということでございます。こちらは先ほど資料3だったと思ひますけれども説明したとおりのことございまして、色ま

でそろえてありますが、基本原則①のイノベーションの促進と、あと基本原則②の社会的責任・公正の実現。これを両立していくことが方向性としてあるのではないかということで、論点提示をさせていただいているところでございます。こちらについても基本的なところでございますし、若干抽象的過ぎるところもあるかもしれませんが、ちょっとご議論いただけるとありがたいと思っております。

続きまして、3ページ目以降でございますが、ここからが基本原則①、イノベーションの促進というくだりでございます。

表紙を抜いていただいて、次の4ページ目でございます。こちらで先ほどご説明申し上げたような新しい横断的なビジネスの展開というのが出てきている中で、そのメリットと障壁みたいな話を提示させていただいているところでございます。利点といたしましては、ワンストップでのサービス提供による高い消費者の利便性の提供というのがあるのかと。下のA社の事例というところで出ておりますが、プラットフォーム事業というところから旅行とか銀行とか証券、クレジットカードなど、さまざまなサービスを展開して1つの経済圏、別の表現でいうとよくエコシステムというような話がありますけれども、そういうエコシステムのようなものを構築されているところがある。これは消費者にとって悪いことではないと、便利であるという意味では非常に良いということもあろうかと思っております。

それに加えまして下の矢印のところですが、同社が提供するマーケットプレイス上での取引でありますとか、旅行サービスの代金をポイント化する。これは経済圏内、エコシステムの中でポイントを活用することが前提になっているわけですが、こういった新しいサービスというか、消費者利便性の提供のようなものがあろうかということでございます。

米印のところに後ほどの議論を先取りするような話でございますけれども、データ集約性みたいな話とか、市場独占性みたいな話もありますので、そういった割り引いていかなければいけないところはあろうかと思っておりますが、ある種、消費者利便性の向上に貢献できるところは強調されてもいい論点なのかと思っております。

それ以外での阻害要因ということで3つほど提示させていただいておりますが、1つは当局への対応コストみたいな話、2つ目は画一的・硬直的な規制手法、3つ目がビジネス環境に合わない規制。こういった3つの阻害要因があるのかと考えているところでございます。

下に事例がございます。こちらの事例でございますが、1つ目の矢印というのが、あるスタートアップがいろいろな事業に参入しようとしたときにさまざまな審査を受ける。当局にさまざまなご説明をしていかなければいけないような規制当局との調整コストの問題が1つあるのかと考えてございます。2番目の矢印というのが上の2.のところに該当するものだと思いますが、規制の想定するリスクというものをテクノロジーを使って解決することもできる一方で、それに法律が追いついていないような面もあるのかと。特に書面みた

いな話は昔から、ITが議論された当初からある議論であると思いますけれども、そういった論点があるのではないかと。最後には各業法で定められた規制というのが立法当時と大分状況が、技術的な環境とか社会的な環境が変わってきているということで、このようにところに課題があるのかなということでございます。ここは全体の整理ということでございます。

具体的なところで5ページ目。それぞれについて幾つか例示を挙げさせていただこうと思っておりますが、まず5ページ目は当局への対応コストの削減というところでございまして、1つの事例として下に表を掲げさせていただいているところでございます。例えば共通の審査事項があるにもかかわらず、いろいろなところで同じような審査を受けるのは、ある種対応コストを非常に増やしていることだと思いますし、技術革新に必要なスピードをそいでしまっている面もあるのかと思っておりますし、例えばコンプライアンス体制の整備について、いろいろなところでコンプライアンスの体制を整備しなければいけない。なおかつ、それが少し違っているような側面もあるのかと思っております。あとは反社会的勢力の排除。これ自身はやっていかなければいけないのですが、共通の審査事項としてもちょっと簡略化するようなことができる論点があるのではないかとございまして。

したがって、ここで論点として挙げさせていただいておりますのは、太線で書いてありますけれども縦割りでの事業者の登録手続（ライセンスの取得）。こういうものについての合理化ができないか。そのために共通項目です。消費者保護、利用者保護みたいなものも入りますけれども、あとは財務健全性。すぐに相手の取引事業者がいなくなるとは困るわけですので、財務健全性みたいな話と商取引の秩序、情報の管理などについて、各業法の適用の工夫ができないのかということでございます。

6ページ目にお進みください。これがRegTechというところでございまして、ある種規制を取り巻く技術環境がITによって大分変わってきているところがあるのではないかとと思っております。特に海外ではレギュレーションにも技術というのを活用して、より実効性があるのだけれどもコストが低いような体系が導入できるのではないかと議論があらうかと思っております。

例えば事例のところをご覧いただくと、ICT技術の活用によって規制対応の効率化・精緻化が実現できる可能性がある例ということではありますが、こちらで割賦販売法の事例をちょっと取り上げさせていただいておりますが、現行の規制においては年収、預貯金、クレジット債務の支払状況、金銭の借入状況等の法定された項目を調査した上で利用者の信用能力調査を行うべきこととされているところ、例えばフリーランスで仕事をしているような方についての信用能力評価をするに際して年収に限らない収入データや仕事の受注実績、クライアント企業からの評価や、その方が保有している資格やスキルを基礎とした評価に基づくスコアリングモデルを考える可能性もあるのではないかと論点もあるわけでございます。したがって、論点といたしましてはリードのところに戻りますが、

イノベーションの促進のためにRegTechの観点から合理化できる規制や監督手法はないか。この点についてもご議論いただけるとありがたいと思っております。

7ページ目にお進みください。現在のビジネス環境に照らした合理的な見直しというところでございますが、まず下の事例というところをご覧いただきたいのですが、具体的な事業モデルを前提にすると過重な規制を課する結果となっている可能性がある例。若干回りくどい言い方をしておりますけれども、技術の進展に伴って大分規制環境が変わってきているのではないかとということでございます。

これまた弊省の法律で恐縮ですけれども、割賦販売法の議論として書面交付による情報提供というのがございます。他方で書面というのは、当然ICTが今のように普及する以前においては重要な手段かと思うのですけれども、最近ではモバイル端末を使うとか、そのようなやり方によって、電磁的方法によってもかなり広範に取引が行われているということでございますので、そういう電磁的方法による情報提供のほうがスピーディーであって、かつ実効性がある可能性があるということでございますので、ある種書面みたいなものを相変わらず偏重していいのかみたいな議論があろうかと思えます。

問題の本質としては、やはり技術の前提というのが昔と今では違うところがあるかと思っておりますので、論点としてはリードのところでございますけれどもICTの進展によってビジネス環境が変化しました。それに伴いまして立法の基礎となった事実関係が現時点では妥当しないような場合があるのではないかと。であるのであれば、現状に照らした規制の合理化のようなことが必要になってくるのではないかとというのが論点でございます。

続きまして、8ページ目にお進みください。基本原則②の社会的責任・公正の実現というところでございます。

9ページ目にちょっとお進みいただきますとチャートのようなものがございまして、新しく状況変化としてプラットフォーマーという方々が出てこられたというのがあろうかと思っております。新しい取引形態ということでありますので、これにどうアプローチをしていくのか。そう簡単に結論が出るものではないかもしれませんが、我々が現在直面している大きな課題だと認識しております。

何が今までと違うのかというのを下の三角になっているチャートで簡単にご説明申し上げますと、プラットフォーマーという事業者がおりまして、その下にサービスの利用者というのとサービスの提供者。左側が消費者、右側が生産者といいますか、事業者になっていることが考えられるのかなと。なおかつ、私、今事業者と申しあげましたけれども、サービス提供者が必ずしも事業者ではない。いわゆる個人である。C to C取引のような個人であることも当然想定されるわけでありまして、この場合それぞれのサービスの利用者とサービスの提供者というのが、プラットフォーマーとの関係ではプラットフォーム利用契約という一定の契約を締結する一方で、そのプラットフォームに乗って取引が成立した暁には、サービスの利用契約のようなもので実際の財・サービスの供与が行われていく。こういう形になっているわけございまして、他方でプラットフォーマーの上で行われた取

引でありますので、データについてはプラットフォームのところに集まっていくというのが現状ある世界なのかと思っております。

プラットフォームの機能については下の方に書かれているところでありまして、プラットフォームが情報収集能力を補助してくれるとか、需要者サイドと供給者サイドの両方から情報収集能力を補完してくれるところは非常に大きな機能なのかと思っております、なおかつ、かなり自動的にできることもあろうかと思っておりますので最初の矢印のところに書かれていますとおり、プラットフォームなしでは成立しなかった商取引というのが成立するようになってきている。特に典型的で顕著であるのがC to C取引の成立ということなのかと思っております。ある種利用契約というものとデータの収集というのが、プラットフォームの1つの特徴ということになろうかと思っております。

他方でこの場合、特にC to C市場の成立に伴いまして法律面での考え方を整理する必要があるのかと思っておりますが、まず最初に需要者サイドの、例えば消費者とか利用者というものでございますが、これの保護をどう行っていくかというのが1つのポイントになってくるのかなど。従来の整理ですと、後ほど出てまいりますプラットフォームがサービス利用契約というか、需要者と供給者の間の商取引の契約について責任をもつような体系には、必ずしもなっていないというのが現状だと理解してございまして、確かにそうせざるを得ない理屈も当然あろうかと思っておりますけれども、とはいえ、その中で消費者保護みたいなことを図っていく必要があるというのが1つの論点かと思っております。次に供給者サイド。これは事業者のケースもあるわけでございますけれども、そういった方々と利用者とかプラットフォームとの関係をどのように整理していくのかというのも、1つ課題として残っているのかと思っております。

したがって、そういったもの全体を包摂するような共通商取引ルールをどうするかというところが、1つ論点としてあるのではないかと思っております。論点としてはリードのところがございますとおり、これまで成立しなかったような商取引が生まれている中で、共通の商取引ルールのあり方を検討すべきではないかというのが1つの論点でございます。共通の商取引ルールをどうしていくのか。具体的に行政的にどういう手法でやっていくのかについては、さまざまなやり方があるのではないかと思っております、それも行わなければいけない必要性みたいなところとの関数なのかと思っておりますので、このあたりもちょっと議論をさせていただければありがたいと思っております。

続きまして、10ページ目でございます。プラットフォームの定義。一体プラットフォームとは何かというところでございますけれども、とりあえず本日の議論のために事務局として整理しておりますプラットフォームの概念というものは、要素というところにある①、②、③ということなのかと思っております。ある種先ほどのペーパーにも関係しますが、財・サービスの供給側と需要側の両面につながりをもっている。それで直接または間接に利用者相互の取引の成立に寄与しているというのが1つ目の条件でありまして、2つ目の条件といたしまして、片側の顧客の数というのが反対の顧客へのサービスの質に

影響する。間接ネットワーク効果というようなところもあるのかと思ってございます。最後に、成立した商取引に係る情報を取得して管理しているようなところでございます。

分類例としては、下の方にマッチング型、メディア型、ソフトウェア型、決済手段型、情報共有型などいろいろな分類があらうかと思いますが、こういう捉え方で本当にプラットフォームを捉えていくのが良いのかどうかについても、ご意見をいただけるとありがたいと思っていますところでございます。

続きまして、11ページ目でございます。こちらについてはプラットフォーム型ビジネスにおいて求められている規律ということでございまして、ある種先ほどの三角形になっているプラットフォームとサービスの需要者とサービスの供給者。この間の三者関係をどのように仕切っていくのが望ましいのかを図示したものでございまして、論点といたしましては2つほどリードのところに掲げておりますけれども、財・サービスの供給者が個人になることに伴いまして、規制で手当てされていたリスクが需要家、消費者に転嫁されることにならないかというのが1つの論点でありまして、もう1つの論点といたしましてデータの集積性とか市場支配性という政策。これで消費者保護以外に何か必要なルールがあるかというのが2つ目の論点と考えてございます。

12ページ目でございますが、こちらは判例でございまして、先ほどもちょっと触れさせていただきましたがプラットフォーム型ビジネスにおける消費者保護の必要性ということでございまして、これにつきましてはヤフオク事件判決というのが下にございまして、場合によりましてはというか、確実にそうなのですが、私よりも各般の委員の先生の方々の方がお詳しい世界ではないかと思えます。

ポイントといたしましては、この裁判において総論、各論というように書いてございますが、例えば総論のところでは欠陥のないシステムを構築してサービスを提供する義務。この義務についてはヤフーオークション、プラットフォームに責任があるということなのではないかという一方で、もう少し下の方に行きまして各論の③のところでは、利用者に出品者情報を、提供・開示した上で匿名性を排除することで詐欺被害を防止するような義務。こちらについては否定をされたということでございまして、さらに④のところの確実に詐欺を回避するようなエスクローサービスみたいな話を義務づけることについても否定された。最後、⑤のところですけれども十分な補償制度を導入する義務とか、こちらについても否定されているということでありまして、ある種一部システムをちゃんとしなければいけないとか、注意喚起を行うところについては責任が認定されたものの、それ以外の本質的な消費者保護みたいなのところについては否定をされているような事例がございませう。他方で本当にこのような民事責任について判決が出た平成20年というのと、平成30年、10年後の現在、直面しているわけでありまして、この10年間の違いというのが本当にあるのか、ないのかについても非常に大きな論点なのかと思ってございます。

続きまして、13ページ目、こちらは具体例ということでございまして、今まではプラットフォームと消費者とサービス供給者の三者の関係だったということでございませうけれ

ども、特にここに中間事業者、間に入ってくるような事業者の方々というのもまた当然想定されるわけでございまして、そういった中間的に間に入っている事業者の方々について、どう対応していくのが正しい絵姿なのかというような論点も具体的にはあろうかと思っているところでございます。

すみません、ちょっとばらばらとして骨太なものすごい抽象度の高いところから、ものすごい具体的などころまでさまざまな論点があろうかと思えますけれども、どのレベルでも構いませんので、ぜひ本日、第1回目ということでございますので、広範なご意見を頂戴できればありがたいと思っているところでございます。

事務局からの資料3、4、5の説明については以上でございます。

○柳川座長　それでは、今お話がありましたようにご自由ということですので、いろいろなレベルのご発言があろうかと思えますけれども、大きいことから小さいことまでどうぞご自由に、時間はたっぷりありますのでご発言いただければと思います。どなたからでもいかがでしょうか。では、森委員、どうぞ。

○森委員　ご説明ありがとうございました。大変分かりやすく整理をしていただいたと思います。

最初だから何でもということなのでちょっと引いた話をさせていただきますと、一番わかりやすいのは資料4の1枚目かもしれませんが、左側、旅行手配、賃貸仲介、民泊仲介。右側、資産管理、資産運用、保険サービスという感じなので、やはり前提としてマッチング型のプラットフォームを念頭に置かれていると思うのですが、その後も割とそうだと思うのですが、例えばG A F AというときのGとFです。A以外は基本的なビジネスはそうでないと思うのです。GもFも、Facebookの場合は売り上げの97%ぐらいが広告だといわれていますし、Googleの場合もたしか90%ぐらいだったのではないかと思いますし、半分ぐらいが検索の広告だというように、すみません、もしかしたら正確でないかもしれませんが、そのように聞いたことがあります。ですので、そういったものもプラットフォームの代表であることは間違いがないと思いますので、ECではない、マッチングプラットフォームではないプラットフォームがどういう原理で動いているのかということも、もしかしたら課題にさせていただいたほうが良いのかなと思いました。

以上です。

○柳川座長　ありがとうございます。重要なご指摘だと思うので、ぜひその辺のところも含めて少し議論ができればと思いますが、そのほかいかがでしょうか。では、小塚委員、どうぞ。

○小塚委員　小塚でございます。今ご説明いただいたイノベーションの促進と社会的責

任・公正の実現を二本柱とするという考え方です。私は基本的に賛成でありまして、大きくいえばこういう話だろうと思います。時々両者が対立するといわれたり、対立するようにみえたりすることがあるのですけれども、私はそうではないと思っていました。というのは、結局ユーザーに対して責任がとれない、フェアネスがないようなサービスであっては社会に受け入れられない。そういう意味でいうと、アイデアが幾らよくても社会にイノベーションとして根づいていかないという意味で、むしろ結果的にはイノベーションを抑圧する方向に働きますし、逆に消費者など利用者の利益というのは個別の取引における個別の人の利益というだけではなくて、世の中が便利になって選択肢がふえて今までできなかったことができるようになる。これも大きな消費者の利益だと思しますので、そういう意味でいいますとイノベーションが促進されることもまた社会的公正の一部であるということで、私はここは必ずしも対立的に捉えるべきではなく、むしろ相互補完的なものだと思っています。

その上で、それでは政策的に、あるいは私も一応法律がバックグラウンドなので、法律的にどうすることが必要なのか考えてみますと、本日最初に審議官が、あるいは吉野課長のご説明で、プラットフォームは何かよくわからないということをおっしゃったのですが、ここが大事なところだと思うのです。要するに何かよくわからない。今までの枠にはまらないものが出てきたときに、その者が行っていることに応じた相応の責任なり公正を実現していただくのが大事なことであって、実際にそのプラットフォームがやっていないことについて責任を課してしまうと、いわば過剰な負担になってイノベーションを抑制する可能性がありますし、逆にやっていることについて責任がとられていないことになりますと、これはフェアではない結論が生じるということではないかと思っています。

本日ここに来るまでに私が考えてきたのは、具体的なモデルとして1つ参考になりそうなのがプロバイダ責任です。プロバイダ責任についてはプロバイダ責任制限法というものがもう十何年、日本でも運用されていますが、結局プロバイダ自身はコンテンツを出す人ではありません。したがって、名誉毀損とか知的財産権侵害について主体として責任を負うべき立場ではありませんという考え方が前提にありまして、しかし、それによって利益を害される人もいるので、例えばコンテンツを発信したのが誰かという情報は一定の要件のもとで開示しましょうとか、取り下げの要請が出て、特に反論も出ていないにもかかわらず放置していたら、それはプロバイダに責任があり得ますというような形で、プロバイダのやっていることにふさわしい責任はとっていただく。そういう制度だと思うのです。プロバイダ責任制限法については、もちろん個別の制度として今のあり方がベストかという論点はあると思いますが、今基本的な考え方としては、そういう意味では何かプロ責法に倣ってプラ責法をつくるという言葉遊びをしているようですけれども、プラットフォーム事業者の固有のといえますか、それにふさわしい責任のあり方というものを見て最終的には、場合によっては制度化ということもあり得るかなと考えてまいりました。

とりあえず以上です。

○柳川座長　ありがとうございます。少し順番にご発言を聞いたほうが良いと思います。どうぞ。

○唯根委員　日本消費者協会の唯根です。消費者側というか、とにかくトラブルに巻き込まれてしまっている側からの意見としてプラットフォームの定義づけというのがよくわからない。利用者としてECモールから通販を利用するのは大分なれてきて、それからシステムもある程度わかるので、自分で買い物をしたり、自分でどういう支払い手段を選んだりというようなことで体験的にある程度プラットフォームの存在は理解しやすいのですが、今はやっているのはスマホやタブレットでアプリをダウンロードして、ゲームをやったり占いをやったり、いろいろサービスを利用して課金をされるときに、プラットフォームの存在を意識できず、どこの誰に利用料金を払うのかがわかりにくくて、消費者がトラブルに巻き込まれたときに私たち相談される側は、どこに原因があるのかが分からなくて救済しようがないというか、仕組みも事業者の関わり方も複雑でなかなか難しいというのが現実的に起きていて、こういうときにプラットフォームと呼ばれるのは誰なのだということもわからない。今回まずは、プラットフォームの定義づけというのをどのように、消費者でもわかりやすく分類していただけるのか、定義づけをしていただけるのか、ネットの世界のみえる化というのか、誰にもわかりやすくなってほしいということで、この委員会に参加させていただいたことを光栄と思っています。

以上です。

○柳川座長　ありがとうございます。それでは、加毛委員。

○加毛委員　順番に発言するようですので、幾つか申し上げたいことがございます。まず、基本原則①と基本原則②の関係につきまして、両者が重要だということ、そして両者は必ずしも背反するものではないという小塚先生のご指摘は、そのとおりであると思います。またここで書かれていることは、抽象論として反対しがたいところであり、この限度であれば合意を達成できるのだらうと思います。

その上で、小塚先生がおっしゃったプラットフォーム固有の話というところに引きつけて申し上げると、基本原則②の2つ目にある公正の確保というのが非常に重要な視点であらうと思っています。公正の確保ということで、既になされているレーティングの在り方などを含め、重要な問題になるだらうと思いました。

また、森先生がおっしゃったことに私も賛成でして、いわゆる取引を仲介するタイプのプラットフォームや取引の仲介とあわせて決済手段を提供するタイプのプラットフォームと、メディア型と呼ばれるタイプのプラットフォームとは、具体的な規制を考え

ていく上で、区別すべき問題があるだろうと思います。

その上で、この小委員会において広くプラットフォーマーというものを捉えて、さまざまなものがあり、それぞれに異なる問題があるのだという形で議論をまとめるのか、そうではなく本日の資料のように、いわゆる取引仲介型にフォーカスして、既に存在する具体的な業法等の問題点などをあぶり出していくような方法をとるのが、ある程度みえていると、今後の議論は進めやすいだろうと思います。以下に申し上げる事柄は、以上の意味でいえば、取引仲介型、あるいは取引仲介型+決済提供型に関連するものとなります。

まず、資料4の4ページにおきまして、2つの利点が示されています。それぞれについて、考えるべき問題があると思います。第1に、1つの経済圏・エコシステムを構築するタイプのプラットフォーマーを取り上げるとしますと、競争政策的な観点が、法的には一番大きな問題になるだろうと思います。競争政策の問題は、消費者の利益にもつながるわけですので、それが重要なポイントだろうと考えています。

次に、2つ目の矢印につきまして、別の省庁でしている仕事との関係でかねてから気になっているのが、ポイントという決済手段が相当に社会に浸透しているという現状です。ポイントはもともと「おまけ」のようなものとして捉えられており、資金決済法の制定時には、規制の対象外とされました。しかし、その当時と現在では、状況が大きく変わっておりまして、広く普及しているポイントについて、そのシステムを安定させるという視点は重要であろうと思っています。

次に、本日の資料を拝見して、プラットフォーマー固有の問題とそうでない問題が混在しているのではないかとの印象を受けました。まず、当局への対応コスト・規制遵守コストの問題は、プラットフォーマーに限らず、イノベティブな企業について広く問題となるように思います。そのうえで、4ページで指摘されている、異なる規制について共通する事項が存在する場合に、省庁ごとに別々の書面を提出しなければならないことがコスト増をもたらすというのはおっしゃるとおりだと思います。難しいかもしれませんが、省庁間の足並みをそろえるなどの対応が必要になるだろうと思います。

もっとも、規制遵守コストの削減については、イノベーション促進という観点から、もう一步踏み込んだ対応も考えられます。具体的にはスタートアップ企業などが、規制当局に対して、レギュレーションに関するアドバイスを求める場合に、規制当局の側が適切な、親身になった、情報提供・助言を行うということが考えられてよいのではないかと思います。

金融の分野に限って特にイギリスなどの政策をみていると、このあたりについて政府を挙げた取り組みがなされているところであり、それが多くのベンチャー企業を引きつける機能を担っているという評価もあるところです。そのような観点から、さらに踏み込んだ検討があってもよいのではないかと思います。

続いて、RegTechにつきましてですが、資料6ページに書かれている、従前、一定の定型的な項目を基準として規制を行っていたところ、様々な情報を利用できるようになった

ので、規制目的との関係で内実のある精緻化された規制に刷新すべきであるというご指摘には、共感を覚えます。

そのうえで、今しがた申し上げたところと関係致しますが、規制遵守コストが特にスタートアップ企業にとって負担になっているとしますと、ここで書かれているスーパーバイザリーテクノロジーに関連して、さまざまな規制のルールをマシン・リーダブルにして、報告書などの作成コストを低減することが、重要な点になるのではないかと思います。

続きまして、これもプラットフォーマーに限らない問題であるわけですが、現在のビジネス環境に照らした合理的な規制の見直しは必要だろうと思います。ただ資料7ページで挙げられているのは、やや小さな問題ではないかという気が致しまして、より深刻な問題がたくさんあるように思います。特に決済や貸付などの金融サービスにつきまして相対的に重い規制があるわけですが、それらについて考えていくことも必要になるのではないかと考えています。

基本原則②につきましても様々な問題があり、法律家としてはヤフオク事件判決などにも興味がございますが、少し発言が長くなってしまいましたので、ここまでということにさせていただきますと存じます。

○柳川座長　　また後でもう一回、お話しいただきたい。では、どうぞ、翁委員。

○翁委員　　プラットフォーマーの定義が10ページに載っているのですが、これからどんな事業者もプラットフォーマーになっていく可能性はあるのではないかなと思ってます。オープンAPIでどんどんつながっていく世界になっていくと、例えば銀行業でもプラットフォーマーになる可能性はあると思いますし、実際にチャレンジャーバンクみたいな、イギリスやドイツでプラットフォーマーとして機能したりというような銀行もフィンテック企業で出てきていることもあります。ですので、プラットフォーマーはどのようなのだとあらかじめ定義するのはとても難しく、またビジネスモデルの予想というのなかなか、これからもどんどん変わっていくでしょうし、予想はなかなか難しいかなと。10年後のプラットフォーマーはどんなものだろうというのはなかなかわからないですけども、イノベーションという観点では割とビジネスモデルとか、エコシステムといったものが自由に選択できるようなことを担保しておくことは1つ重要なかなと思います。

それからどのように規律を入れていくかということで、金融の分野とかではアクティビティベースの規制の議論がシンガポールの決済でありまして、参入は機能でくくるという形で、それである程度の機能でくくりながら、だけれどもいろいろなことをやる可能性がある中で、そこについていろいろなアクティビティごとに、行動するときにはこういう規律に従ってもらえるような、考え方が1つのやり方としてはあるかなと思います。ただ、金融の中での議論なので、そういう機能を横に広げていくことが可能なかというのは、ちょっと頭の体操でやっていく必要があるかなと思います。

それから本日のご説明ではなかったですが、やはりデータビジネスですので消費者保護とか消費者の、利用者の安心を確保する意味では情報漏えいとか、セキュリティをどのように担保するかということが基本的にとっても気になるところでして、そこはどのような規律にしていくのか、どういう義務づけにしていくのかということは当然の論点になると思うのですけれども、そういう点も議論していく必要があると思いますし、同時に重要なのは、こういったプラットフォーマーなどが利用者に必要な情報を提供することがとても重要になってくるので、どこまでやれば十分なのかというような議論が必要になってくるかなと思います。

また、ここでの議論ではないかと思うのですけれども、ネットワーク効果が大きいというのがプラットフォーマーの大きな特徴でございますので、やはり競争法上の問題というところは大きいと思います。このワーキングで論点とするのかということとはわかりませんが、当然考えていかなければならない重要な視点だと思っております。

それから1ページの一番最初の絵でお示しいただいているようにアプリ1つをみても、もうありとあらゆる業法が重なってくるということなので、恐らくここでの議論というのは横断的に政府全体として検討していくような方向に進めていただきたいと思いますし、今までの規制改革の進め方というのはめちゃくちゃマイクロで、一つ一つの規制の改革をやっていくという手法で規制改革会議とか議論してきているのですけれども、ちょっとそういうアプローチでは足りない部分が出てきているということだと思うので、幅広く横断的に規制を見直していくという視点で、政府全体の規制改革に取り組むことが必要になっているのかなという印象があります。

あと技術革新がすごく進んできているので、テクノロジーの進展でいろいろな取引の履行とかできる分野がすごくふえてきていて、ここでもご指摘いただいているのですけれども規制で全てを担保するだけでなく、いろいろな技術革新で担保できる部分が広がってきているかを考えながら、ルールを考えていくことがとても重要ではないかと思っております。

以上でございます。

○柳川座長　ありがとうございます。では、何かそういうあれではないですが、順番に来ているので。

○梅澤委員　では、順番にということで梅澤です。私は主に金融機関側の視点で仕事をしておりますが、規制のあり方については日々ストレスがたまる状況にあります。なぜこのような硬直的な規制や前時代的な規制がまだ残っているのか、RegTechを使ってしまえば解決するのではないかということ日々考えながら、仕事をしております。

3点ほど申し上げます。まず最初に、プラットフォーマーの定義についてですが、非常に定義をするのが難しいなと思っておりますのでございます。欧州委員会のほうでもプラ

ットフォーマーについての定義をしようと試みたところ、うまくいかないということもあって、今春の欧州委員会のプロポーザルの中では仲介型プラットフォームについてのみ定義を置いてみようという流れになったとの状況であると理解しております。この委員会において、仲介型を中心に議論していくのかについては、皆さん方にぜひご議論いただきたいと思いますが、ひとまずプラットフォームの中でも非常に重要な地位を占める可能性のある仲介型を、まずは念頭に置いて議論をするのも良いのではないかと個人的には感じております。

もう1点は、翁先生がいわれましたように、「全てがプラットフォームになる」可能性が今後はあるだろうという点です。欧州委員会のデータではございますけれども、今のところデジタルコマースの中で民間の約60%近くの需要が既にプラットフォーム化しているとのデータがあります。いずれは金融、銀行すら全てプラットフォームになってしまうかもしれないという大きな流れにあります。

この流れは「アンバンドリング」と「リバンドリング」という言葉で説明されています。アンバンドリングというのは規制の分解であって、リバンドリングというのは結びつけ直す、再結合ということだと思っておりますけれども、「リバンドリング」が非常に重要と思います。規制を分解というのは、単一の機能だけ取り出してビジネスを提供しましょうという話ですが、リバンドリングは他の業態と結びつけることによって生まれる価値がある。それが今後の競争力の源泉になり得るということです。金融業界だけ、金融庁だけで議論したとしてもうまくいかない話であって、「金融」と「非金融」を結び直すことによって何が生まれてくるのかというのを今後は注意すべきといえます。これは、オール政府でみていかないとうまくいかない部分なのかなと思いますし、リバンドリングについての考え方というのを、横断的な業態のあり方というのを、まさにプラットフォームという横軸を入れながら議論するのは非常に有益なのかなと思いました。

もう一つは、これは最初に申し上げた日々ストレスをためているという話でございますけれども、RegTechについては、今この中でも非常に有用だといわれているものは、例えばKYC、本人確認、取引時確認の部分でございます。既に各国で、例えばドイツでも異業種間での横断的な共通のe-identificationのためのVerimiというサービスなどがございますが、プラットフォームのようなものができつつある状況にあります。KYCの延長上ではございますけれども、反マネーロンダリング、CFT（テロ資金供与対策）といった文脈では、例えばfenergoのような共通のプラットフォームがあります。これに参加している金融機関であれば、そのプラットフォームのあり方について検討してみましようという流れになると思います。利用しているプラットフォーム自体に問題がなければ、superviseする官公庁も個別に審査する必要はないのではないのというところまで持っていければ、業界全体として非常にコストが安くなり、効率化を達成することできると思います。このようなRegTechというのが今後発展し、RegTechによって不要となる規制というのも、今後は出てくるのではないかと思うわけです。RegTechについては今まさにオール政府で

取り組んでいこうという話でございますけれども、今回のスマートコマース小委員会の中では、前向きな方向で議論をさせていただきたいと思っています。

○柳川座長　どうぞ。

○生貝委員　生貝直人と申します。情報データにかかわる法政策を国際比較の観点から研究している者なのですけれども、最初ということで少し個人的に、こういったテーマを考える上で重要だと考えている点を2点だけ申し上げさせていただきます。

まず1つは、まさにプラットフォームに関する規制の枠組みを全体として作り直していこうといったときに、既存の法体系をどのように変えていくかといったことと同時に、特にプラットフォームにかかわる分野というのはまさにテクノロジーのど真ん中であり、なかなか法律で詳細なところまで決めてしまうことが非常に難しい性質が特に高いといったときに、どうしてもソフトローといいますか、民の側で自主的なルールを積極的につくっていただくような状況。インセンティブづくりをいかにうまくやれた国が規制環境としても非常に強い競争力をもつようになるというときに、ただ、今までの自主規制といいますと、いわゆる団体行政といいますか、国内の業界団体でしっかりと、そういったルールを金融にせよ、インターネットにせよつくっていただくという比較的固定した方法論がありましたところ、特に今プラットフォームによって業界の単位自体が融解していく。特に外国の事業者様たちにどのように参加していただくかというところを含めて、例えばヨーロッパですと、まず1つは解決すべき問題を明確に設定した上で、その解決がソフトローで自主的な対応でうまくいかなければ、例えば1年後に明確に法規制を行うということを示す。それは当然域外適用も前提として議論するといったような、およそ三点セットで考えることが非常に多いのですけれども、プラットフォームエコノミーにおける、まさに官民共同の新しいルールのあり方といったことを、ハードローの部分とあわせて常に考えていく必要があるだろうといったことがまず1つでございます。

こちら個人的に特に重要なテーマだと思っておりますところで、配付資料3の2ページで未来投資戦略2018をお書きいただいたところでございますけれども、こちらの中で触れていらっしゃる、特に2番目の中にあるデータポータビリティやAPI開放という側面は、やはりデータが中心になる時代の、特にこの産業が接続していくコネクテッドインダストリーというところで非常に重要な広い意味での概念だと考えておまして、例えば今プラットフォームの世界で非常に広くデータを集めている、そして活動している方々というのは自分自身で非常に巨大なユーザーベースをもともともっていたり、あるいは非常に多分野のビジネスをやっていたりといった形で膨大なデータを新しいビジネスに生かしていくといったことを、今さまざま、特にこれからはIoTコネクテッドカーでも、あるいは家電でも、全てデータに基づいて動くようになっていく産業といったものが、データというものをしっかりと移動できる。あるいは何かしらの形で、特にパーソナルデー

タにかかわるもの、本人の意思を反映する形で集約できるようにしていく仕組みといったこと。データポータビリティといいますのは、1つはプラットフォーム間のスイッチングコストの低減、競争の促進といったところがございますけれども、もう片方では本人がさまざまなプラットフォームにあるデータというものをしっかりと自分の意思で名寄せして、それに基づく新しいサービスを実現していくといったような、ある種のコモンデータプールとしての基盤という側面が非常に強いところだと思います。

ご承知のとおりヨーロッパのほうでは、いわゆるGDPRのデータポータビリティ、あるいは消費者保護観点、競争政策的な観点、ビジネスデータのポータビリティというところに取り組んでおり、そしてアメリカのほうでも、ちょうど数日前にGoogle、Facebook、Microsoft、Twitter、4社のデータトランスファープロジェクトということで、4社に出しているデータというものを、ちゃんと共有する形でプライバシーを守りながら使っていくというプロジェクトが始まったところ、まさにデータ同士をつなげていくためのポータビリティ、産業をつなげていくためのポータビリティという側面も、どこかで議論できると価値があることかなと考えている次第でございます。

手短ですが以上でございます。

○柳川座長　いろいろお出しいただきましたけれども、二巡で終わらなくてもいいので、ちょっとだけ皆さんのご意見を踏まえて多少交通整理をさせていただくと、1つはプラットフォームの定義をどうするのか。あるいは、ここで考える問題のフィールドをどうするのかというご意見が随分多かったのではないかと思います。これは僕が決めているわけではないですけども、先ほど冒頭にご挨拶いただいた話からも推定するに、そこは余り特定なところに決めてしまうわけではなくて少し幅広に考えていただいて、皆さんでご議論。先ほどの競争政策の話とか、あるいはほかの金融分野の規制の話とか、いろいろなところにひっかかってくるのですけれども、この分野ではないとか、ここは研究会の対象ではないというように余り排除していくと、結局何も残らなかったみたいになってしまうので、そこは余り気にせず少し議論していただいて、最終的にどこかで何かまとめたリ提言するときには、恐らくどこかにフォーカスを当てることになるのだと思うのですけれども、周辺領域とかぶるか、かぶらないかは余りにしなくてもいいのではないかと個人的には思っています。また後で事務局からご意見があったら追加でお出しいただければと思います。

その上でプラットフォームにどういうフォーカスをするのか。先ほどお話があったような、いわゆるマーケットプレイス型の話と、それからメディア型という話と随分違うのではないかということで、どっちにフォーカスを当てるのか。あるいはそもそも全てがある意味でプラットフォームビジネスなり、プラットフォームになってしまうのではないというような議論もあって、このあたりはなかなか難しいですけども今お話を伺っている限りは、これがザ・プラットフォームですという定義をここでみんなで合意して、そこから

スタートさせるのはちょっと難しいのかなと思っています。

大事なところは先ほど生貝さんからお話があったEUの取り組みみたいなところにちょっと近くて、解決すべき問題は何かとか、課題でもっているのは何か。とりあえずなぜプラットフォームの議論をするのか、なぜプラットフォームの定義を考えようとしているのかということ振り返ってみると、何か問題だったり課題があったり、あるいはこれからよくしていきたい何かポイントがあって、また事象があってということだと思うのです。どっちかという事象のほうに、あるいは問題のほうにフォーカスを当てながら、その中でだんだんと定義的なものが決まってくることにならざるを得ないのかなというのが今のところの印象ですけれども、もちろん皆様方である程度議論していただいて定義が決まって、その定義に基づいて議論ができるのであれば、それはそれでいいのかなと思っています。

もう1つの少し大きな論点だったのは、特に資料4の6ページから基本原則①のところ書かれているような話は、どっちかというプラットフォームビジネスだから、プラットフォームにかかわる話だから出てくる課題ではなくて、テクノロジーの活用だとか業界横断的なところの話はもうちょっと幅広く大事な話ではないかということで、その結果、例えばRegTechの対応としてプラットフォームが出てくることもあるかもしれないけれども、ここで書かれている課題はプラットフォームだから問題になる、あるいは考えなければいけない話ではなくて、もうちょっと幅広い話ではないかというお話があって、このところは後でちょっと事務局からご発言いただきたいと思うのですけれども、私はどっちにしたいのかよくわからなくて、プラットフォームにかかわるテクノロジーの活用とか業界横断の話を考えるのか。どっちかという、そもそもプラットフォーマーとかプラットフォームビジネスということに余りこだわらずに、もうちょっと幅広く業界横断の規制のあり方とか、テクノロジー、RegTechの話を考えて、その中でプラットフォーマーの話が出てくるのであれば出てきたらいいというスタンスなのかは少し整理をしておいたほうがいいかなと思うので、事務局から大体のお考えを、事務局に従う必要もないですけれども、お考えをいただいていたほうがいいのかなと思います。

あと細かい論点があるので、そこはまたぜひ皆さんにご議論していただいてからちょっとまとめようかと思うのですけれども、今の点はいかがでしょうか。

○吉野課長　ありがとうございます。プラットフォーマーの定義論をどうするのかというところと、あとは手法論のイノベーションの促進とプラットフォーマーの位置づけをどうしていくのか。この2つのところが大きな課題かと思っております、まず前者のプラットフォーマーの定義のところは事務局としても非常に悩んでいるのが正直なところであります。それで議論をお伺いして我々も非常に悩んでいるところでもありますので、冒頭、藤木審議官からよくわからないというところがありましたとおり、我がグループを挙げて非常にわかりにくくて、非常に苦しんでいるところというのは冒頭申し上げさせて

いただきたいと思っております。

他方で、私個人かもしれませんが、どのように回っているのかをちょっとご紹介すると議論がしやすいのかと思っておりますのは、我々商務・サービスグループの大きなミッションというのは、我々省內的に商一般のルールということをよくいうのですが、商取引のルールというのがどのようなものなのか。あるいはどういうものであるべきなのかというような議論をするのが我々のグループの非常に大きなミッションになっておりまして、その意味では商取引のところにもものすごくフォーカスが当たっているということでありまして。今もそうですし、以前は特にもっとそうだったのは消費者保護の行政では特商法とかありましたが——今でもありますけれども、こちらも商取引の中で消費者保護をどう考えていくのかというアプローチをとっておりまして、そうすると必然的に今回のプラットフォームの議論などに当てはめてみますと、では商取引を伴うプラットフォームは一体何なのかということ、まずスタートラインに来るのかと思っております。

そうすると梅澤委員からもアイデアが、ご提案があったかと私は理解しているのですが、ある種商取引、もしくは仲介みたいなところ。マーケットプレイス的なところ。ここは比較的、我々としてアプローチしやすい世界なのかなという問題意識がまずあります。ただ他方で、そこに限ってしまっているのかといわれますと我々は非常に悩んでおりまして、特にメディア型というもう1つの対立軸があるわけですが、ある種ここでデータをどうするのかと考えてみたときに、マーケットプレイス型のプラットフォームのみを対象にして、データのやりとりについての考え方を整理するというのもまた少しおかしな話なのかと思っております、その意味では必ずしも取引仲介のようなもののみを捉えていれば事足りるのではないのではないのかというのが、我々の率直な感想ということでもあります。

したがって、恐らくプライオリティというか、整理ということだと思っておりますけれども、例えばマーケットプレイスのような取引の仲介というものであれば、これこれ、こういう課題があって、このように対応するというようなものと、あとはメディア型のような場合には、これこれ、このような対応をしていくようなところと、ある種の場合分けみたいところを整理していかなければいけないことなのかと、ちょっと本日の議論を聞いて受けとめさせていただければありがたいと考えております。

したがって、座長からご発言がありましたとおり基本的にどれかを排除するとか、ある種の排除の論理というのはとらない。ただ、どれも同一の重みというか、色づけでやっていくというのなかなか難しいところがあるかと思っておりますので、ここは目的的に少し整理をしながら議論をしていく必要があるのかと思いましたが、そのような進め方でいかどうかについてもまだお時間あるかと思っておりますので、本日ご議論いただけるとありがたいというのが1つ目の定義論だと思っております。その他、確かにプラットフォーム固有の分野について一定のルールみたいなものを考えていくとか、そういう点については

特段異論がないことなのではないかと考えてございます。

もう1つのイノベーション促進の観点から、事務局の資料4の4ページ目以降に書かれている部分ですが、これもおっしゃるとおりイノベーション促進の観点からいろいろな分野でRegTechを使える。いろいろなところで当局の対応コストの縮減を図っていくのは、ほかのプラットフォーム以外の分野でもあるというのは確かにそのとおりだと思っております。ただ、他方で、特に冒頭も申し上げたとおりICTの進展の結果、この分野で特に先鋭化しているところは否定できない事実なのではないかと思っております。特に商取引で幾つか共通なところ、消費者保護とか財務健全性とか商取引の秩序みたいなどころになってきますと、ここはかなり商一般の観点からアプローチできる分野があるのではないかとと思っております。

したがって、まずアイスブレイカーというような位置づけなのかもしれないですけども、ちょっと先鋭化している、この分野から議論を開始していくというような形にできると、議論としては非常にエッジの立ったものになるのかと思っております。その意味でこちらについての事務局なりの考え方を申し上げると、確かに1対1対応で必ず同じ大きさの完全に重複している集合ではない。ただ、かなり重複がある和集合というか、重複している部分があるかと思しますので、そういった意味でこの小委員会でもご議論いただくのがいいのではないかと、事務局としては考えているところでございます。まず確かにこの2つが大きな論点かと思しますので、この2つについてまた少しご議論いただけるとありがたいと思います。

○柳川座長　　ということでございます。何かご質問等も含めて、どうぞ、小塚委員。

○小塚委員　　もうすぐ失礼しますので、ちょっと早目に今のご説明に対するレスポンスも含めて発言させてください。

まずプラットフォームの定義の中に幾つかのものがあ、そしてそれぞれの問題となる側面に応じて、例えば仲介としての側面、あるいはデータを集積するとしての側面。それぞれに応じて課題があって対応すべき内容が決まってくるという考え方は、私もそうだろうと思います。そういう意味で幾つか重層的に考えていくと同時に、それぞれのカテゴリーの中でも、ひょっとするとプラットフォームの外縁、外側というのは何か曖昧で、はっきりと切れないところが出てくるかもしれない。同じような経験をまさにこちらの経産省で私が前にしましたのは割賦販売法の支払い代行者、PSPというものが出てきたときに、支払い代行者とは何かというのがもういろいろな形態があってということだった。その結果、最終的にこっちで議論したそのままは履行されませんでしたけれども、ならば関係者に選択させてしまおうと。要するに自分はこれだといって、それに伴うメリットと責任を引き受けるというものは適合し、そうでないと、自分は違うと言いつける人はそこから外す。そのかわり、そこから外した場合には別の規制を受ける可能性が残っているわけ

です。そういうやり方も1つかなと感じているところです。というのが1つ目です。

それから規制との関係で、さっき生貝先生が域外適用ということをやヨーロッパの文脈でおっしゃったのですが、これは非常に大事な話だと思っていまして、プラットフォームは常に国際化する。先ほどGAF Aという話も出ましたし、最近では中国ですか。BAT+1というようなことで中国ではいわれているようですが、Baidu、AliBaba、Tencent、Huaweiですね。我々としては日本からもそういう国際的なプラットフォームが出てほしいという中で、プラットフォームに対するスタンス自体も、ましてそれとの関係での規制の適用についても、国際的に調整をしていくことが重要である。域外適用という非常にギリギリする話をするかどうかは別として、相互承認とか国際的な協力関係というようなことを考えていくのは大事かなと思います。

それから最後に、ちょっと今の事務局のご発言とは違うのですが先ほど加毛先生が控えられたところで、多分私がこれを申し上げた後で加毛先生がいろいろご発言になるのではないかなと思うのですが、ヤフーオークション事件などとの関係でどのプラットフォームにも比較的当たりそうなところは、結局プラットフォームにできることは何だろうというときに、やはり参加者の信用性、信頼性をチェックする。それは恐らく個別の参加者が個別にやるようなプラットフォームのところで一元的にしたほうが効率的で、コストも恐らく低くできるだろう。その度合いみたいなことは、さらに問題があると思います。そう考えますとヤフーオークション事件でいろいろいっていたことの中で、総論として欠陥のないシステムを構築するといった上で具体的にどこまでのところが当たるのですかというアプローチ自体は、実は今でも結構有効なのではないかなと私は思っています。ただ、各論については、それはどこまでやるべきかというのは技術なども考えて現在の水準に従った判断をするとよいかなと思っています。

以上でございます。

○柳川座長　ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。森委員、どうぞ。

○森委員　もう小塚先生のおっしゃったことに全面的に賛成なのですが、吉野さんの分類の1番目、最初のプラットフォームの定義のほうですが、排除しないということで、ありがとうございます。だけど商取引にリンクというか、フォーカスするということで、そういう意味では確かに非マッチング型、メディア型の場合には心もとないところがあるわけです。というのは、プラットフォームの舞台の上で商取引が行われるのはマッチング型でして、そこから手数料をいただきますということで大変わかりやすい商取引があるわけですが、メディアの場合はそのようになっていないわけです。舞台のYouTubeの上で行われることというのは、誰かがペットの動画を投稿して、それを私がみて、ああ、おもしろかったということで終わるわけですが、そこには商取引が出てきません。舞台の表側ではそうなのですが、裏側では、私が動画をみているときに切られた広

告の枠に、この枠はこういう人がみえていますけれども誰か買いませんかということで、そこはまさに彼らの本業なわけですし、ペットの動画をみておもしろかったというところにお金は全然関与しませんけれども、そういう意味ではプラットフォームとして舞台の上では商取引はやっていませんけれども、プラットフォーム事業者として舞台の裏側で商取引をやっていきますので、そこにまつわる問題です。そのときに、この人は犬の動画をみている人ですというだけだったらいいですけども、ほかにもありとあらゆることを知っていて、何で知っているのという話があるわけですので、そこが私としてはプラットフォームの消費者被害の最たるものではないかと思っておりますので、そんな形で商取引に関するものの中に入れていただけたらいいのではないかと。それが1番目の話です。

2番目は、もう今まさに小塚先生にいただいていたのですけれども、確かにRegTechも先鋭な必要性が出てきていて、プラットフォームに限らないけれども現代的な大きなプレーヤーとの関係では、また日本のイノベーションを促進する上では非常に重要な課題になっているかと思えます。やはり同じような課題として域外適用ということがあると思えますので、ちょっとギラギラしてどうかという話はありませんけれども、私はぜひギラギラした話としてゴリゴリ域外適用していただきたい（笑声）。それがEUの教訓でもあると思う。それがGDPRが我々に教えてくれたものだと思うのです。ですので、そこはもう徹底した域外適用ということでお願いしたいと思えます。

以上です。

○柳川座長　　ありがとうございます。そのほか、梅澤委員。

○梅澤委員　　やや小粒な話になってくるかもしれませんが、先ほど加毛先生からお話があった機械可読化の話です。機械可読化ができていないがゆえにAIに読み込ませる元データが存在していない状況があって、AIを用いた実装を行う際、必ずプリパレーションから始める必要があります。機械可読化がうまくいっていかず、日本は非常に立ちおくれしてしまっているという現実があります。例えば規制のあり方として、機械可読化の状態で記録を保持するという方向に変えていけばいいのではないかと考えています。RegTechより以前の段階の話かもしれないですけども、できれば政府全体の取り組みとしてやっていただけないか。また、今後e文書法を変えるのかどうかわかりませんが、e文書法を変えるときに同時に措置していただくのはどうかと考えているところです。

もう1つは、特に規制業種の中では書面交付のところについてもう少し現代化していかなければいけないのではないかとという要請があります。書面の電磁的交付の条文で「利用者の使用に係る電子計算機」という規定がございますけれども、利用者の使用に係る電子計算機の考え方というのはPCがスタンドアロンで存在している状態が想定されています。クラウドなどが想定されていない時代の規定であり、各業法でも非常に硬直的な形で運用されてしまっているのが現実です。このあたりは、RegTechの話の中でぜひ一度議論

していただきたい部分で、e文書法自体もobsoleteになってしまっているところを直していただきたいと個人的には感じています。

なお、プラットフォームについて一点だけ申し上げます。プラットフォームの機能としては「情報の収集」だけではなく、「情報の生産」ではないかと思っているのです。情報の収集、情報の生産、情報の分析と最終的に情報の活用という機能があり、最終的には情報生産機能という言葉で集約されると思います。金融仲介機能を論じる上で、「情報生産機能」という用語が論じられますが、プラットフォームの定義の議論としてご考慮いただければと思います。

とりあえず以上でございます。

○柳川座長 そのほか、いかがでしょうか。加毛先生、何か先ほどとめられたことで。

○加毛委員 ありがとうございます。そちらの話に行く前に、事務局にお願いをしたいことを申し上げたいと思います。今後具体的な議論をしていく際に、具体的にいかなる業法の規制が重複しているのかということの洗い出しを、早い段階でやっていただけないでしょうか。

それから、ヤフオク事件判決についてですけれども、これは下級審判決であり、最高裁判決のように判例法理として下級審裁判所に対する拘束力をもつような法規範は、明らかになっていないということを確認しておきたいと思います。そのうえで、今後の判例法理の形成を考える場合には、先ほど小塚先生が指摘された、参加者に対する適切な評価システムの構築は、取引仲介型のプラットフォーマーにとって、中心的な義務になるのではないかと考えております。契約責任と不法行為責任の双方について、中核的な要素になりうるということです。

○柳川座長 ありがとうございます。そのほか、いかがでしょう。どうぞ、唯根委員。

○唯根委員 私からのお願いです。消費者庁さんもいらしているので、要は消費者被害というのでしょうか、仕組みや関係が分からずに巻き込まれて実際にもう既にいろいろな事件というか、被害が現場で起きているのですね。という言い方も変なのですが、そういう具体的な事例や被害状況の紹介をぜひしていただきたいのです。それがどういう形なのか。プラットフォーマーのかかわりというところをぜひ分析していただきたいというか、自分自身も知りたいところがありますので、財団の相談室に入っている事案も探してみようと思いますし、消費者庁さんにもご協力いただければと思います。

○柳川座長 そのほか、いかがですか。

○生貝委員 プラットフォームをどう定義するかといったようなところに関して、多分そうそう決着のつく議論でもないところだと思うので、ちょっと僕の取り扱っている分野からの切り口というのを2つ加えさせていただきますと、1つは、結局グローバルに展開するプラットフォームの対象にしようとしている問題なのか、そうではないのかといったようなところでもかなりアプローチが違ってくるだろうなということ。グローバルプラットフォームを対象にするのであれば当然国際的なコーディネーションというのが必要であるし、あるいは何か新しい加重的な規制を課そうといったときに、世界200カ国で活動する彼らに対して、日本だけ特殊なルールを押しつけるのは現実としてなかなか難しい部分があるといったときに、例えば28カ国まとまってグローバルスタンダードをつくろうとしている。そして事実、彼らが本気を出せばそれなりに、そうなることとの歩調をどのようにとるのか。とらないとしたらどのようにとらないのかといったことを、もしグローバルな文脈を考える問題であるのだったら、まず念頭に置く必要があるのかなというのが1つでございます。

2つとして、プラットフォームのもう1つの切り方としてマッチングというのも、メディア型でもいいですけども、もともとの意味合いとしては小高く盛り上がった台のようなものであるといったときに、それが転じて今、場を提供するビジネスになったというのが言葉のもとだと理解していますけれども、これもヨーロッパの文脈でよく出てくるキーワードは、トラストとフェアネスとトランスパレンシーである。その1つの場といったようなところに、いろいろな方々が集まってビジネスをするようになる。それが信頼される基盤として、ちゃんと誰もが信頼できて安心して活動できる基盤になってくれるといったことが、デジタルエコノミーの成長のまさに源そのものであるといったときに、それを実現するために必要なことが、まずはフェアネスということに関して、場を提供するという特別な立場を利用して不公正なことをやることはないか。これはB to Bとの関係でもB to Cとの関係でもさまざまな論点があり得るところであり、そして特にB to C、コンシューマ対コンシューマといったところでは、例えばアルゴリズムの透明性をどこまで設けるか。このランキングでこういったものが上に上がってきているのは、本当はペイドサーチのようなことが起こっているのではないか。あるいは自社のもを不当に高く上げたりして、不当ではないにしても何をやっているかはある程度透明にしておく必要がある。やはり透明でなければ、その上でみんな安心してビジネスをすることができない。活動することができない。だけれども、その透明性は当然営業秘密とかかわるところでどこまでなのかといったときに、さまざまな人たちが安心して活動できる基盤という観点から考えることで、みえてくる課題も別途あるのかなと考える次第です。

○柳川座長 ありがとうございます。どうぞ。

○加毛委員 さきほど言い忘れたことなのですが、事務局へのお願いにつきまして、具

体的な課題の洗い出しの際には、経済産業省所管の法律に限らずに、検討をすることが重要だろうと思います。省庁間での波風を立てずに、そのような検討をすることの困難さは認識しておりますけれども、そのような省庁横断的な課題に挑戦すべきときに来ているというのが、今回の小委員会の問題意識だと思いますので、お願いを差し上げる次第です。

また、先ほどのご発言との関係ですが、既にクリティカル・マスに達しているようなタイプのプラットフォーマーと、新しいビジネスを生み出すようなタイプのプラットフォーマーとでは、規制として考えなければいけないことが変わってくるので、その視点も重要であると考えます。

○柳川座長 何か順番に回っているの。

○翁委員 まだ私、二巡目を発言していなかったの、イノベーションの促進のところに関しては、柳川先生が整理されたようにプラットフォームというのはもう本当に一部の議論だと思います。やはりテクノロジーの進展と、それからネットワーク化ですね。Internet of Thingsで、それとデータビジネスということでもう環境が大きく変わっていく中で、こういった事象をどのように考えていくか。ここは割と幅広い視点で議論をしていく。Society5.0というのはまさにそういう世界だと思うのですが、そういう中でどのようにイノベーションを促進していくかという視点が非常に重要だと思います。

基本原則②のほうに関してはまずいろいろな、もう既に現実の問題として出ているさまざまな課題というのがございますし、特に本日ご紹介いただいたようなマッチング型のところのCtoCビジネスというのは、もう既にいろいろ考えていかなければならないところなので、ここに関しては比較的アプローチが必要なものから、どんどん課題優先的にやっていくということが必要なのではないかなと思っております。

以上でございます。

○柳川座長 別に順番にしゃべって2回終わったらおしまいというわけではないので、追加でご議論があれば。森委員、どうぞ。

○森委員 三巡目ということで、もう1つ、生貝先生の話とも若干かぶるのかもしれませんが、今回はプラットフォームということで割と幅広い検討対象なのですが、各アプリケーションについては既にいろいろ検討が先行しているところもありまして、ご関係の方がいらっしゃっていますけれども、例えばシェアリングエコノミーは内閣官房で検討しましたし、あと情報銀行です。経産省、総務省で検討されていたわけですが、どちらもプラットフォームで、かつマッチング型ということなのですが、これはそれぞれに1つの政策として、目的としては今回と同じで、イノベーションと社会的責任・公正とほぼ同じような目的を背負っていたと思うのですが、イノベーションと消費者保護といい

かえてもいいかもしれませんが、両方とも第三者認証をやってはどうかということ、ソフトローの選択をしているわけですので、今回検討対象は非常に幅広いので、先ほど来、あれに対してはこう、これに対してはこうということかと思えますけれども、そこでもハードロー一辺倒ではなくて、そういうソフトローのこともご検討いただけたらと思います。

○柳川座長　はい、どうぞ。

○梅澤委員　私、過去には金融庁に2年間在籍していたこともあって、ここでいうのもあれなのですけれども、加毛先生が先ほどいわれました、ほかの所管の法律に対してもチャレンジする時期が来ているのではないかというのは結構思うところがあります。例えば今、私が非常に気になっているのは銀行法、保険業法、金商法の業務範囲規制です。先ほど申し上げた「リバンドリング」についてのもっとも高い壁となる規制です。フィンテックをより幅広くやっという場合に、どうしてもそこでできなくなってしまう業務が出てきているというのが現状であり、そこに不透明さがあつたり、あるいは硬直性があつたりということで、次のイノベーションが阻害されてしまっている現状があるのではないかなと思っております。

他方で業務範囲規制に対して、例えばどういったバックグラウンドがあつて業務範囲規制があるのかということについては、ここにいらっしゃる先生方も参加されている金融制度スタディーグループの中間整理でも議論されているところですが、その規制の立法事実としてやや疑問があります。例えば、専念義務というのがございますが、その業務に専念させることが効率性の観点から重要なのだといわれています。でも、それは本当なのでしょうか。利益相反取引防止、優越的地位の濫用の防止が立法事実といわれています。しかし、利益相反取引防止、優越的地位の濫用については個別に別途の規制が存在している中で、あえて業務範囲規制を残す必要が本当にあるのでしょうかといったところから、根本的な議論をする必要があるように思います。これは金融に限られず、各業態でも業法上の既に立法事実が既に失われつつあるものがあるのではないかと、それをスマートコマース小委員会の中で議論するかどうか、問題提起をしていただきたいと思います。

○柳川座長　ありがとうございます。重要なご指摘かと思いますが、はい、どうぞ。

○森委員　今の梅澤先生のお話でちょっと申し上げたい。私も全く大賛成でして、今金融の規制の話でしたけれども、プラットフォームでも電子商取引でもいいですが、そういう社会実体を相手にしたときに必ず、いや、電子商取引は特商法ですと。通信販売ですと。それはそうなのですけれども、そこにはあらゆる商品やサービスが出てきますので、どうしてもそれぞれの業法をみざるを得ないということになります。

そういう意味でこの問題が一番先鋭だったのはシェアリングエコノミーで、非常に業規制の厳しいところをプラットフォームでできないかと。登録ドライバーではない一般の人が旅客運送サービスを提供できないかということが問題になったわけですので、現行法の合理性の見直しということは必要。多分先ほどの1番目と2番目の論点分類でいくと、RegTechと域外適用と規制緩和みたいになってしまってもいいのかもしれませんが、規制緩和、規制の合理性一般の問題とは別にシェアリングエコノミーで特に問題になりましたように、これまで登録ベンダーがそれなりの装置をもって個々で提供していた商品・サービスの提供を、プラットフォームがプラットフォーム的なリソースを提供することによって資格のない人が提供できないか。一般的なプラットフォーム問題というのがあると思うのです。プラットフォームのチャレンジといってもいいかもしれませんが、例えば住宅宿泊事業法は旅館業法には規定されませんでしたけれども、ある意味では旅館業法の規制緩和といってもいい面がありまして、旅館業登録をしていなくても宿泊サービスを有償で提供できるプレーヤーというのが出てきたわけです。そのときに旅館業登録をしなくてもいいですと。ちょっと忘れちゃったけれども、厳密な何かカウンターがあつてみたいなことではなくてもいいですが、そのかわり仲介業者が支えるみたいな面が——ちょっと住宅宿泊事業法のたてつけは違いますがプラットフォーム的機能によって、もともとは非常に重厚長大なリソースが求められた提供行為がもう少し簡便にできるようにならないか。さっき何でもプラットフォーム化するのではないかという話もありましたけれども、各業法をプラットフォームで提供するときに登録事業者でなくても提供していいか。そのときにプラットフォーム側で肩がわりするリソースとして何が要求されるのかみたいなことは、プラットフォーム全体の問題として考えていただいてもいいかもしれないと思います。

○柳川座長　ありがとうございます。どうぞ、まだまだ大丈夫です。

○生貝委員　今まさに森先生の、どちらかというと1個前のご発言と関連してというところなのですが、まさに森先生がおっしゃったとおり、今のプラットフォームのルールのある方にかかわるソフトロー的なアプローチとして、例えばシェアリングエコノミーの制度ですとか、あるいは情報銀行認定制度といったような、まさに民民、そこに官がある程度お手伝いする形でだんだんとルールをつくっていこうという認証に基づく取り組みといったこと。これ自体は、いわゆる先ほど申し上げた共同規制といわれる方法の中の1つのアプローチであって、やり方としてはもっと官が、あるいは法がそれに強目にかかわるアプローチというのも、これは理屈としても現実としてもあり得るところでございます。

ごくごく、例えばですけれども情報銀行や何かしらのルールに従ったような人たちに、ある分野の規制をある程度免除してあげるようなルールの枠組み。自由参加型の、僕たち

ですとよくセーフハーバー型共同規制というように呼んだりするのですが、これを守っていればいろいろ大丈夫といった意味で、ということも方法論としては官の官業の強目の共同規制という形で理屈として全くあり得ますし、議論としても、仕組みとしても幾つか先行例はありますしというようにいったときに、いろいろなことを共通で行うプラットフォームという新しい業態があらわれてきているのだとしたら、それにかかわったらこの規律の対象だということは無理やりにやってしまうよりは、結構厳しいルールけれども、これに参加していれば、まさに本日出てきたさまざまな法との兼ね合いというものをある程度別の形で遵守すればいいといったようなことも、さきの派生の関係ではあると思うと、まさに新しい業態といったものをくり出してつくっていくための方法というのは、いろいろ考えられるのではないかなということでございます。

○柳川座長　いろいろ出ましたけれども、ちょっとだけ感想も含めてまとめというほどでもないですが、しゃべりたいことがいっぱいあったのですけれども、皆様のご議論のポイントを私なりに整理してお話しさせていただくと、1つは、問題をどう捉えてここで議論していくかということなのですから、問題といたときには現状起きているトラブルが1つですが、もう1つは今もっているポテンシャルな課題ですよ。先ほど加毛先生から話があったような何かイノベーションを起こしていく、ビジネスを伸ばしていく上で、何らかのできないことはないかという意味での幅広い問題ということもあるのではないかと思います。9ページのプラットフォームのところでサービス提供者というのが右側にあるわけですから、このサービス提供者の中には、ここからイノベーションが起きてくる可能性もいろいろあるわけで、そこを伸ばしていく上で何が足りないのかという視点も恐らく大事なのだらうと思った次第です。

もう1点目が、話があったように国際的な側面です。グローバルな企業をどこまで対象にするのか。それから規制のハーモナイゼーションみたいなことをどう考えるかというのは、大きな枠組みとしてはちょっと重要な線引きの視点なので、そのあたりはどこまで対象にするのかというのは後々のところかもしれないですけども、ポイントにはなってくるかなと思いました。

もう1つ、いわゆるマーケットプレイス型かメディア型かという話があったのですけれども、もうお帰りになった小塚先生がお話しになったのか、森先生なのかもしれませんですけども大分やっていることが違って、取引が起きていることと、そこで実際取引が起きていないように見えるものとの大分性質が違うだらうと。現状なかなか悩ましいのはプラットフォームといいながら、そこで取引が起きている、起きていないだと、商取引でみたときに大分違うように見えるところが1つ、ここでの難しさなのだらうと思います。ただ、よくよく考えてみると、今はそのように分かれていますけれども今後混合型のようなことは幾らでも出てくる可能性があるんで、マーケットプレイス型なのだけども実は手数料をとらなくて、例えば広告収入のところでお金をもうけるみたいなことも出てくる

ことを考えるとすると、余りこの2つを明確に分けてしまうことは議論を狭めてしまうかもしれないなと思いました。翁委員から話がありましたけれども、いろいろな可能性を考えていかなければいけないだろうというのがターゲットの話です。

課題に関しては、梅澤先生からもありましたフィンテックの話だとか、いろいろ周辺の監督官庁の話だとかかかわってくるのですけれども、せっかくなので、ここで横串を刺してみたときにどういう切り口がポイントとしてなるのかということが整理できれば、結果的に全体を大きく変えていく原動力になるのだと思うので、フィンテックは向こう側とか余り考えずに議論できたらいいなと思います。そのときに課題のところでは、もともとあったように既に重複している規制がいろいろあるではないかとか、あるいは現状だとかなり不便だよなというところの話と、それは既存の規制の話ですよ。

もう1つは、新しいビジネスなので実は規制がすっぱり抜け落ちてしまっているとか、新しいビジネスなので全く違う規制のあり方があり得るのではないかなという話とは大分次元が違う話なので、そのあたりも少し整理ができるといいのではないかなと思いました。

その観点で少し細かいところで今後あるなと思ったのは、加毛先生から話があったヤフーオークションの判例の議論をどこまでベースにするのか、とっかかりにするのか。あるいは、もうちょっと違うことを考えるのかというのは少しポイントになってくるかと思います。先ほどお話があったように消費者目線でいくと、誰に話をしていいかわからないという話でいくと、プラットフォームとヤフーオークションみたいなところで、ヤフーが誰をとり、責任をもって入れているのかを判断してくれるというのは、ある意味で1つのわかりやすい消費者の利便性だったのだらうと思いますけれども、お話があったようにまだ確定した判例というわけでもないですし、今の事例、現在においてあの形がいいのかどうかということも含めて少しポイントなのかなと思います。

最後に、機械可読性という話は全体を通じるかなり大きな話であって、これがこの話にとどまらず、今進めているような電子政府に関する議論のかなり重要なところであるのだと思うので、この検討会だけで話がとどまるわけではないだろうと思いますけれども、機械可読性と、それからKYCの話ですね。このあたりのところは、全体を貫く大きなクリアしていかなければいけないポイントなのだろうなと思っております。

ちょっと若干長くなりましたけれども、事務局のほうから。

○吉野課長　もう時間もあれだと思いますのでちょっと簡単に、二巡目、三巡目のところで出たご意見の中で、事務局として結構重たい宿題を負ったと認識しておりますので、それを事務局として最大限やらせていただければと思っております。

1つ、横断的にアプローチを考えていくべきではないか。ここはまさにおっしゃるとおりのところがございまして、そこはそういうラインで事務局としても考えていきたいと思いますが、他方で我々の商取引一般のルール。商一般といわれている部分ですけれども、

ここも一応横断的に考えるような切り口になってございますので、まず我々の商一般の中で、商取引としてどう横断的に捉えていくかというのはちゃんと整理させていただきたいと思っております、その上で個別規制のところはどうなるかというのはいろいろな議論がありますので、そこはまた委員各般ともご相談させていただきながら、どういったタイミングでどういう出し方をするかを含めて、ちょっとご議論させていただければありがたいと思っております。

あと、消費者の具体的な被害というところも宿題を明確にさせていただきました。こちらのほうも我々の、いわゆる特商法の通信販売業者という枠内で本当に捉えてしまっているのかというご議論も、たしか森委員からいただいていると思うのですが、そこは工夫して実際に、確かにそこも気になっているところがありますので、そちらも宿題として考えさせていただければありがたいと思っております。

あと国際的な枠組みのところでも1つ敷衍いたしますと、当然国内の小さい事業者の方々だけをいじめている、単なる血豆をつぶしているだけということだと思いますので、余りそういうアプローチはとりたくないと思っております。したがって、国際連携、国際協調みたいところで、これも若干息が長い話というか、いろいろ考えなければいけない論点はあるかと思っておりますので、議論をどこまでまとめられるかというのはあったとしても、そこは我々として明確に意識して進めさせていただければありがたいと思っておりますのでございます。

いずれにいたしましても、非常にさまざまなご議論をいただいたので、事務局としても整理をさせていただいて、再度また委員の方々のご議論させていただければありがたいと思っておりますのでございます。

○柳川座長　それでは、時間になりましたので、活発な議論をいただきまして、ただ、時間の成約上、皆さん十分なお発言ができなかった部分もあるかと思っておりますので、言い残した部分に関しては事務局のほうまでご遠慮なくお寄せいただければと思います。

それでは、最後に事務局から連絡事項をお願いします。

○山本参事官　座長、ありがとうございました。

今後の予定についてでございます。資料6をごらんいただければ幸いです。次回につきましては8月31日、その次の回、第3回につきましては9月20日に予定をさせていただいております。私ども事務局といたしましては、事業者の皆様から問題意識等々ヒアリングさせていただくような場として実施を予定しておりましたけれども、ただいまの議論を踏まえまして進め方については、また座長ともご相談しながら進めていきたいと存じます。また改めてご連絡を申し上げますので、よろしく願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○柳川座長　　ありがとうございました。ちょっとだけ時間が延びてしまい恐縮でしたけれども、これにて閉会といたします。どうも皆さん、活発なご議論をありがとうございました。

—了—

■お問い合わせ先

商務・サービスグループ 制度改正準備室

電話番号：03-3501-1678

FAX：03-3501-1293